令和４年第４回　飯塚市議会会議録第５号

　令和４年９月１３日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第９日　　９月１３日（火曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第７０号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（　総務委員会　）

２　議案第７１号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

３　議案第７２号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

４　議案第７３号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

５　議案第７４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

６　議案第７５号　飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

７　議案第７６号　契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）

（　経済建設委員会　）

８　議案第７７号　契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）

（　福祉文教委員会　）

９　議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人  
バレーボール大会での負傷事故）

（　福祉文教委員会　）

10　議案第７９号　市道路線の廃止

（　経済建設委員会　）

11　議案第８０号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

12　議案第８１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号））

（　経済建設委員会　）

13　認定第１２号　令和３年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

14　認定第１３号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

15　認定第１４号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

16　認定第１５号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

第３　請願の委員会付託

１　請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願

（　議会運営委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。

執行部から、昨日の６番　兼本芳雄議員の一般質問における答弁について、発言の訂正の申出があっておりますので、発言を許します。教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　昨日、兼本議員から飯塚市放課後児童健全育成事業の委託についてご質問をいただきましたうち、現在の支援員の年齢構成に関する答弁におきまして、年代ごとの内訳数に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

昨日の答弁では、支援員８９名は、２０代８名、３０代２名、４０代１０名、５０代２６名、６０代から７０代が４１名となっております。また、支援員補助２６名は、２０代１名、４０代１名、５０代７名、６０代から７０代が２０名となっておりますと申し上げておりましたが、正しくは、支援員９２名の内訳は、２０代８名、３０代２名、４０代１０名、５０代２８名、６０代が４４名、また、支援員補助２６名の内訳は、２０代１名、４０代１名、５０代７名、６０代から７０代が１７名でございました。訂正しておわび申し上げます。

○議長（秀村長利）

　ただいまの発言訂正につきましては、ご了承をお願いいたします。

　昨日に引き続き一般質問を行います。８番　川上直喜議員に発言を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、通告に従い一般質問を行います。第１は、「新型コロナ感染対策について」であります。１点目は、感染対応の現状についてです。まず、感染状況の推移をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市内の感染状況についてお答えいたします。今回、４月からでございますが、まず、令和４年４月については、飯塚市では１１９２名の方が感染されています。５月については１２９１人、６月が８０１人、７月が３６２３人、８月が８３１６人、９月は１１日現在でございますが、１４８１人となっております。今までのコロナの累計でございますが、飯塚市では２万３５１４人の方が感染されているという状況でございます。

それから、感染の年代別の推移でございますけれども、４月、５月、６月については１０代が最も多く、構成としては２０％を超えているというような状況でございます。そして７月になりますと、１０代に加えて１０歳未満の方が増えてきたということで、この辺が構成比としては１８％を超えているというようなところでございます。８月になりますと、最も多くなるのが、３０代、４０代ということで１５．４％、１５．５％となっています。いわゆる家族内感染、そういったものも影響しているのかなということで考えています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　死亡された方の状況は分かりますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚市民の方でお亡くなりになられた方の数というのは不明でございますけれども、県内で申し上げまして、４月が７８人、５月が４２人、６月が２０人、７月が８７人、８月が３７６人、９月、これも１１日現在ですけれども、１１４人となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　陽性者を受け入れるベッドは、市内では、どこに、どれだけありますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ベッド、確保病床についての市町村ごとの数というのは公表されておりませんので、県全体ということでお答えさせていただきます。現在の確保数としては、病床としては２０２４床、現在の使用率は９４９床の４６．８％となっております。また、重症病床につきましては２１７床を確保しているということで、現在、使用状況は１３床で５．９％となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　宿泊療養施設を市内に設置する提案をしてきました。飯塚市が福岡県に相談すると、福岡県で判断するというような回答だったそうです。その後どうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　宿泊療養施設については、これは福岡県が設置する、いわゆる保健所を設置している自治体が設置するというものでございます。本市の場合は福岡県が設置するということになります。本市の対応といたしましては、福岡県から今後の感染者数の推移や宿泊療養施設の稼働状況により、本市の公共施設を宿泊療養施設として提供してほしいとのご依頼がございましたら、私どもとしては、早急に対応を検討してまいります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自宅療養となった方が、容体が悪化して、救急１１９番したが、病院に入るまで何時間も待たされて死亡したという事例が発生しています。飯塚市では、救急の受入れ体制はどういう状況ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　陽性者の方、自宅療養をされている方で、陽性者の方の症状が急変した場合には、これは保健所に連絡することになります。また夜間については専用の窓口がございますので、そちらのほうに連絡するような形になります。保健所では、その症状を確認し、対応することとなります。救急搬送がいいのか、翌日病院を受診したほうがいいのかというようなところは、そこの状況を踏まえた上で判断するということになります。

それで、救急車で搬送される場合につきましては、飯塚圏域の医療機関で受入れ調整を行うが、受入れができない場合、それから透析患者のような方の場合は、県全体で受入れ調整を県の保健所と県の対策本部が行うというようなことになっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、感染防止対策についてです。子どもの施設での取組を伺います。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　子どもの施設の感染拡大防止対策につきましては、手指消毒の徹底や検温の実施、室内換気や密を避ける保育活動などを行っているところでございます。また、保育士等につきましては、マスクの着用や手洗いなどの基本の徹底に努めております。本年７月以降、保育施設におきまして陽性者が急増してまいりましたので、７月１２日付で、保育施設及び保護者に向け、感染拡大防止対策の徹底等についてのお願いの文書を発出しております。また、感染防止対策において換気が特に有効であることから、８月１０日付で、効果的な換気について、各保育施設に通知をしております。このように、国、県等から効果的な感染防止対策に対する連絡や文書が発出された際には、速やかに保育施設との情報共有を行い、併せて市からも注意喚起の文書を発出して感染防止の徹底に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　高齢者の施設ではどうですか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　高齢者の施設でございますが、福岡県において介護・障がい者施設の職員を対象とした検査を実施しており、８月から９月にかけてはＰＣＲ検査から抗原検査への移行期間となっております。９月まで行われるＰＣＲ検査では、週に１回、月４回、８月から実施された抗原検査では、週２回、月８回を上限に検査を行っております。また、抗原検査については、新規入所者及び一時帰宅者も対象に追加されております。市におきましては、これに加え、福祉関連事業所等において感染者が発生した場合に、行政検査の対象とならない従事者が抗原検査を行う場合の費用負担を軽減することを目的としまして、検査キットを交付する事業を実施しております。また、厚生労働省や福岡県が作成した感染対策の手引き、感染対策事例集、感染対策動画、研修会の開催案内、相談窓口の案内など、本市へ情報提供が行われた際に、関係施設に対しまして、適宜迅速にその周知に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ワクチン接種の現状、今後の見通しを伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ワクチン接種の現状ということで、現在のワクチン接種の接種率、接種実績について、最初にお答えさせていただきます。まず、１回目接種をされている方が全体で８２．８％となっております。２回目の接種をされた方が８２．２７％、３回目接種をされている方が６４．３％、４回目接種については２４．１８％というような状況でございます。現在のワクチン接種の状況といたしましては、６０歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療従事者、高齢者施設従事者、そういった方を対象として、３回目接種から５か月を経過した方を対象に接種を実施いたしております。接種期間としては、９月３０日までということになっております。

今後の接種の状況でございますが、これは報道等でも紹介されておりますが、今後はオミクロン対応のワクチンということでの接種を国のほうは考えております。詳細は近日中に示されるということになっております。おおよそ想定といたしましては、対象者は１２歳以上の方を対象とするということ、それから３回目接種から５か月経過した方という条件でございます。接種の期間は令和５年３月３１日までということで実施するということの情報が伝わっております。それから小児、５歳から１１歳の小児へのワクチン接種につきましては、努力義務適用ということもございまして、９月６日から３回目の接種を開始しているというような状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　死亡の状況が市内で分からないと。それから、市内に陽性者が入院できるベッドが、どこに、どれだけあるか分からないと。こういう状況の中で、飯塚市が積極的に感染対策できるというふうに思えないわけですね。それで、国あるいは福岡県に対して、積極的に情報共有を求めるということが必要だと思います。

第２は、あいタウン２階に現在あります「市民交流プラザについて」です。１点目は、事業の経過と現状についてです。設置目的と事業内容を伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民交流プラザは、市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくり、その他の公益的な事業を推進することを目的としております。事業といたしましては、大きく分けて、市民活動の場の提供と各種情報提供の２つの役割がございます。市民活動の場の提供といたしましては、交流スペース、インターネットコーナー、それからワーキングコーナー、相談室、セミナー室、そういった部屋を準備しております。また情報提供といたしましては、毎月発行のイベント情報誌や、四半期に１回発行の情報誌による情報発信、交流プラザ内情報コーナーへのＮＰＯ、ボランティア関係機関のパンフレットの配架による情報提供を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現状は、利用状況はどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交流プラザの利用状況でございますが、令和２年度からでございますが、２７９９人、令和３年度は２８４５人、令和４年度は１０５０人となっております。また、登録団体につきましては、現時点、令和４年７月末時点で利用登録を行っている団体については４８団体ございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このために使用しているフロアは飯塚市所有ですが、市民交流プラザを市民が快適に利用できるはずの窓際のスペースには、別の２つの事業の事務局や設備が雑然と設置されています。どういう事情ですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　窓際のスペースにつきましては、つなぐカフェ＠飯塚が利用いたしております。つなぐカフェ＠飯塚のスペースを窓側に配置しましたのは、学生や企業、地域の方との交流スペースとともに、個人でイベントを企画するなど、パソコンを扱ったり、オンラインで会話するケースを想定し、他の利用者に配慮しつつ、音の漏れにくい配置を検討いたしまして、窓際のスペースにパーテーションなどを設置しながら、個人で作業したり、オンライン会話を行う場所を確保しております。なお、このスペースにつきましては、市民交流プラザの利用者も利用できるようになっております。また、窓側の中央部分には正面入口から分かりやすい場所として、つなぐカフェ＠飯塚の受付カウンター及び飯塚地域雇用創造協議会事務局のスペースを確保しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうしてああいうふうに雑然と、市民が快適に利用するのが妨げられるような状態になっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　繰り返しの答弁になりますけれども、学生や企業さんが、地域の方との交流スペースとともに、個人等でのイベントの企画、パソコンを扱ったりいたしますので、どうしてもこういった時期でもございますので、オンラインで会話するケースなども想定いたしまして、他の利用者に配慮した中で、ああいった形の窓側のスペースにパーテーション等を設置いたしております。ただ、窓側の場所につきましては、一般の市民交流プラザの利用者も利用できるようなっておりますので、見た目、雑然と置かれているように見えますけれども、活用はされているものと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民からは、どんな意見、苦情が寄せられていますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　市民からのご意見といたしまして、６月２５日と８月２８日付で、市民交流プラザの利用者からご意見が寄せられております。内容につきましては、雇用創造協議会の職員が大きな声で会話や電話をしている。市民交流プラザは、利用者に基本飲食禁止のルールを課しているが、職員が飲食をしている。市民交流プラザ内の交流スペースが狭いままで使いづらいというものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その手紙、２回ですか。私の手元に３回ありますけれど。情報開示請求で入手した。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　１回目が６月２５日の消印で、６月２７日に受領しております。２回目が８月２８日の消印で、８月２９日に受領しております。２回でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　総務部と共有ができてないのではないですか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２０分　休憩

午前１０時２２分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　大変申し訳ございませんでした。市民のご意見として、アンケートとして２件出ております。それからその後１件、市民の意見という形で１件出てきておりますので、合計３件の意見、アンケートの結果が出ております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民の声がなかなか届かないということが分かりました。

つなぐカフェ＠飯塚の設置の経過と現状を伺います。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　つなぐカフェ＠飯塚につきましては、学生、企業、住民等の出会いと交流の場として、平成３０年１０月に市民交流プラザ内に開設いたしております。つなぐカフェ＠飯塚を市民交流プラザ内に設置いたしました経緯としては、３大学の中心で交通の便がよいこと。市中心部への学生の回遊性向上が期待されること。市民交流プラザの設置目的でございます大学と連携したまちづくりとも合致し、利用促進と機能向上が図られることからでございます。現状につきましては、開設当初の平成３０年度は、月平均３７８名の利用があっておりました。令和元年度の利用者数は５２７７名、新型コロナウイルス感染症拡大の中、令和３年度の利用者数は１４５１名となり、月平均１２０名となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど出ました飯塚地域雇用創造協議会についてはどうですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　飯塚地域雇用創造協議会は、飯塚市や飯塚商工会議所、飯塚商工会等の経済団体などで構成され、魅力ある雇用や、それを担う人材の維持、確保の取組を一体的に実施することにより、地域の雇用環境の充実を図ることを目的として組織された団体で、厚生労働省の委託を受け、事業を実施いたしております。協議会設立の準備において、協議会構成員となる団体と協議・調整の上、つなぐカフェ＠飯塚の学生の創業や地場企業を知る機会を向上させるために、令和元年１０月の協議会設立時からつなぐカフェ＠飯塚内に開設をいたしております。現在、第２期となります厚生労働省地域雇用活性化推進事業の採択を受け、１０月からの事業開始に向け準備を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで、市民交流プラザは平成１５年の設置から１年もたたないうちに、駐車場から便利がよく、見晴らしもよい４階から２階へ移転せよという話が持ち上がり、翌年には移転させられています。経過を伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　平成１８年７月に、４階から２階へ移転することで市民交流プラザの利便性、集客力の向上並びにあいタウンの活性化が期待できることから、移転の要望が出ております。それを受けまして、市のほうとしては市民交流プラザの移転計画等を作成し、１月からは移転のための準備作業を行い、４月には移転したという経過でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成１８年７月２７日付で、市民交流プラザを移転してくださいというお願いが、どこから出たんですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　要望のお願いについては、飯塚都市開発株式会社から市長宛てにお願いされております。文書が出ております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この会社は麻生グループ系なんですか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時２７分　休憩

午前１０時２９分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚都市開発株式会社につきましては、２６の団体また個人の方の出資によってつくられた会社でございます。会社については地元の企業さんもいらっしゃいますし、西鉄とか九電工とか、そういった市外の会社のほうも出資されて設立された株式会社でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど言った市民交流プラザ移転のお願いの文書の２枚目、「つきまして」以降、議場で紹介してください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成１８年７月２７日に、先ほど言いました飯塚都市開発株式会社のほうから市長宛てに、市民交流プラザ移転のお願いという文書が出されております。その中の今質問がありました「つきまして」以下についてご紹介いたします。

つきましては、誠に勝手なお願いではございますが、下記にその効果を列記し、ご当局のご英断を衷心よりお願い申し上げるものでございます。

それから「記」で、「市民交流プラザ４階フロアから２階フロアへの移設について」という表題で、３項目の記載がございます。まず１項目めが、現在４階の市民交流プラザを利用するには、エレベーターか階段の使用となっており、使用形態的には不便さがある。２階へ移転することによって、エレベーター、エスカレーター、階段、遠賀川土手道路より直接利用が可能となり、大変便利になります。

２番目、あいタウンの客層は、交通弱者を含む壮高年齢層のお客様が中心です。また、全体利用者の約８割は飯塚市のお客様であり、公共交通機関利用者が多数おられます。飯塚市民の各種証明発行機を２階市民交流プラザ脇に設置していただくことによって、平日はもちろん、土、日、祭日等の利用者も大いに期待できるものと思料いたします。

３番目ですが、上記１、２により、あいタウンへの来客増も予想され、各テナントへの波及効果も大いに期待されます。また、そのことがあいタウン自体の安定した経営の一助としても大きく寄与してくるものと存じております。以上でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　誠に勝手なお願いですよ。２００７年３月５日付で、区分所有建物交換契約書がありますね。契約相手を伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　契約の相手でございますが、２階フロアの共有者である飯塚都市開発株式会社、株式会社丸和、飯塚商工会議所、有限会社西日本開発、株式会社麻生、西日本鉄道株式会社ほか個人３名の９名の方との交換契約を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２点目は、市民サービスの充実についてです。市民の意見を整理してみると、第１は、市民交流プラザは市民が落ち着いて不快な思いなく利用できるようにしてほしい。第２は、飯塚地域雇用創造協議会及びつなぐカフェは、それぞれ自由な形で活動ができるようになりたい。こういうことではないですか。お考えを伺います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市民の意見の一つとしてそういうことは出ておりますので、私どもといたしましては、他の利用者のご意見も伺いながら、今後どういうふうにしたらいいのかというのを検討してまいりたいと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民交流プラザは、事業目的が異なる飯塚地域雇用創造協議会とつなぐカフェについては、近畿大学産業理工学部から国道２０１号を真っすぐに行った九州工業大学から徒歩数分の飯塚研究開発センターあたりにスペースを確保して、移転してはどうでしょうか。その上で、大学とは必要な連携を図るということです。見解を伺います。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　つなぐカフェ＠飯塚は、市内大学生と地域の方との交流や地元企業との意見交換などを図り、そのような出会いの場が地域活性化のアイデアを具体化することを期待し、また、飯塚地域雇用創造協議会は、そのような出会いを通して地元企業の魅力向上を図ることを期待しております。この方向性は現在も変わっておりません。つなぐカフェ＠飯塚につきましては、学生が主体的に活動できる環境づくりを図りたいとのことで、これまで、大学自体の関与は大学の先生の参加程度にとどまっており、今後は大学の講座をつなぐカフェ＠飯塚で行うなど、大学との関係強化を図る必要があると考えており、ご指摘のとおり大学との連携の必要性を認識しております。また、つなぐカフェ＠飯塚は、市民交流プラザの利用促進の役割を担っていると認識をしておりますが、リモートでの会議等での利用においては、他の利用者の快適な利用を損なう場合がありますことから、市民交流プラザ、つなぐカフェ＠飯塚、双方の利用者に快適に利用いただけるよう所管課と調整してまいります。飯塚地域雇用創造協議会につきましては、今後、求職者への相談対応なども増えてきますことから、個人情報や企業情報の取扱いに最大限注意を払う必要があり、移転を含め、現在検討しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第３は、「白旗山メガソーラー乱開発について」です。１点目は、土砂災害の危険性について、９月１１日付の西日本新聞は、１面で「メガソーラーが怖い」、３面で「住宅地囲むパネルの山」、「相次ぐ転売、外資が運営」、「住民説明に応じず」、「募る安全不信」、「規制後手、トラブル絶えず」と見出しをつけて、大型記事を掲載しました。航空写真によって、５万枚のパネルが住宅を包囲し、圧迫しているのが分かります。市長はこの記事を読んで、どういう感想を持ったか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　写真で記事を見せていただきました。森林が大きく切り開かれ、太陽光パネルが設置され、住む場所の景観が大きく変貌した状況から、お住まいの皆さんのお気持ちは理解をしております。自然環境が大きく変化したことで、新聞記事にもありますような災害を引き起こすおそれがあることなどを問題視されておりますことから、本市といたしましても、改めて開発地周辺住民の皆さんの安全安心を第一に考え、林地開発の許可権者であります福岡県を通じ、事業者に対しまして、周辺住民の安心安全を最優先にした事業運営を行うように求めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　すごい写真でもありましたので、そこにお暮しの住民の皆さんの不安の大きさが伝わって来るようでございました。また、この件については、これまでも全国市長会等で、国のほうにも早期の規制に係るガイドラインを示すようにということで要望してきましたので、それが大体７月ぐらいに出るというように期待していましたが、まだ出ておりません。できるだけ早くそれが出され、県や私ども市においても、どのような住民の安心安全を守るための規制、そして取組等ができるのか、急いでしっかりと考えていく必要があるというように感じた次第でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　過去最大の強風が心配された台風１１号の襲来に対して、本市はどういう手だてを取りましたか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　林地開発地につきましては、農林振興課におきまして定期的な巡回を行っております。また、台風などが予測されます場合は、前後にまた改めて巡回をいたしております。開発地につきましては、二瀬地区側、幸袋地区側から、それぞれ開発地内の状況を確認しております。何か変化がございましたら、迅速に県への情報提供、または県を通じて事業者の指導等、適切な対応を求めてまいっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福岡県が何をしたか、把握していますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　福岡県におきましても、本庁の職員、または農林事務所の職員で巡回し、また委託業者によるパトロールを実施されておりますことを確認いたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　パネルが飛散しないように、何か手を打ちましたか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今、質問者ご心配のパネルにつきましては、手だてをするというか、飛散の危険性がないのか、情報等を寄せております。太陽光パネルにつきましては、今、支えている支柱、これについては地中約１．５メートルから３メートルまで打ち込まれておりまして、先端の部分が地中で広がっており、土に食い込ませるような仕組みとなっているため、摩擦抵抗も増え、また支柱にはパネル架台等の荷重もかかるため容易に抜けない構造になっていることを確認いたしております。しかし、今後も台風の到来など、どのような現象が発生するか分かりませんので、引き続き見回りにより適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　見ているだけで防止できるんですか。アサヒ飯塚メガソーラーの工事について、完了検査はいつ行う予定ですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　完了検査につきましては、県からの連絡によりますと、本日１４時に行われる予定と聞いております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは秘密事項なんですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　秘密事項ではございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地元の住民の皆さんには伝えていないんですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　福岡県に確認しましたところ、地元の自治会長には、完了検査後に開発地の現地確認を行っていただく予定とのことで伺っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　分かりませんでした。もう一回言って、大きい声で。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　県に確認をしたところ、完了検査後に、関係自治会長に開発地内の現地確認を行っていただく予定ということを伺っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは中に入れるということですか、地元住民が。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　福岡県からそのように伺っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで、地元の自治会は片峯市長宛てに、福岡県が説明会をするとともに、飯塚市として説明会をしてくれという要望を、もう一昨年からしています。片峯市長は、単独では難しいかもしれないけれども、福岡県と一緒なら説明会ができるかもしれないと言った。その後、どうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　さきの議会でも答弁したかと思いますけれども、市が単独で住民説明会を行う予定はございません。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　傍聴人はお静かに願います。

　（発言する者あり）

　挙手をしてお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、その後どうなっていますかと聞いたんです。何で彼がああいう答弁するのかね。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　その後ということですが、その後、福岡県ともお話をさせていただきましたが、住民説明会を実施するということの予定はないということですので、市としても住民説明会の予定はございません。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４６分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど来の執行部とのやり取りを聞いておりまして、現実、気象変動の影響もあり、強風が吹き、そして大雨が降る、その可能性が増しているその現状におきまして、パネルを設置している近辺の方々の不安はますます大きくなっているものだというように拝察をしております。また、そのような状況のときに、私どもも心配をしております。本日、２時から完了検査が実施されるということですので、完了検査が終了し、地元の自治会長の方々が現地の視察と説明を受けられた後、県と事業者と飯塚市が共同で、地域の住民の皆さんに、風や雨に対して安全性がどう担保されているのか等々について、きちんと説明をする場を設けることができるよう、県にしっかりと要望をしていきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　住民の納得のいく現地立入りと説明会を、市長としてやってもらいたい。県には文書で申入れをしてもらいたいというふうに思います。

　２点目は、当面の安全対策についてです。地元住民は幸福に生きることを追求する権利を侵され、危険と隣り合わせで、今後２０年さらに３０年と暮らさなければなりません。住民の安全より利益を優先する事業者によるメガソーラー事業とは、曖昧な共生という言葉ではなく、緊張感のある規制こそ重要です。ノーバル・ソーラーの事業に関する緑ヶ丘自治会の環境協定の調整の申入れについて、市長は先日、本会議で答弁をしました。分かりにくい答弁でした。もう一度聞かせてください。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　先日の住民の皆さんからの申入れについて、お答えしたものでございます。私ども行政は、その地域に関することについて、まちづくり協議会や自治会長会を窓口として、住民の皆さんの声をいただきながら、それを行政施策に反映をしております。その結果、対応したことで、その後、一部の方々もしくは一部の団体のほうから、違った方向での申入れがあったときには、「はい、そうですか」というわけにはいきませんから、それぞれの協議会や自治会長会の中で、再度、きちんと協議検討していただきまして、私ども行政のほうに話を持って来ていただく。その指示で、今後もやっていきたいというように答弁したものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは住民が主人公というか、主権在民の発想とはちょっと違いますね。お上の発想だね。それで、ノーバル・ソーラーが幸袋まちまちづくり協議会の賛助団体となった当時、協議会の規則には、会則には見当たらない名目で８００万円もの現金を受け取る。それとほぼ同時に結ばれたのが、いわゆる紳士協定です。市長はこれを読んだことがありますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まちづくり協議会のほうが、賛助会費ということで８００万円の会費を受けられたということは、協議会の総会の予算、決算、そういったところで私どもは承知いたしておりますが、紳士協定の内容につきましては、市長も含めて私どもも内容については承知いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　読んでないということですね。驚きましたよ。紳士協定というのは、ジェンダー平等の時代には不思議な名称です。どういう意味でしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　紳士協定の意味ということでございますが、書面を取り交わすなどの形式的な手続はとらないが、互いに取決めを遵守するものとして、信頼して結ばれる協定のことでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　書面があるではないですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　すみません。今、紳士協定とはどういうことなのかということに対してお答えをさせていただきました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたの認識は間違っているわけですよね、現実に紳士協定と書いた文書があるんだから。この紳士協定の締結について、飯塚市で調整に当たったのは誰ですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　環境整備課とまちづくり推進課のほうで協力を得ながら、調整を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　調整しているではないですか。誰ですか、担当は。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　繰り返しになりますが、所管課であります環境整備課とまちづくり推進課の協力を得ながら、調整を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では、課長ということですか。それぞれの部長ということですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　繰り返しになりますけれども、環境整備課、所管であります環境整備課とまちづくり推進課の協力を得て、調整を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると市民協働部長がこれには深く関与しておったということになりますけれど、そういうことですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まちづくり推進課には協力をお願いしたところはございますが、関係部長は多分お知りにならなかったというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　部長の知らないうちに、担当課２課が調整をしたということを今言われたと思います。確認していいですか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０７分　休憩

午前１１時０８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　ここで申し上げている調整ですが、話合いをする機会を設けることの意味を、調整と言っておりますので、その話し合う機会を設けるために、環境整備課のほうとまちづくり推進課のほうで、日時等の調整を行ったということです。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　８００万円の授受が行われる、あるいは行われたということは、そのときあなた方は承知していましたか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時０８分　休憩

午前１１時０９分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この調整とは、自然環境保全条例に基づく双方または一方から申出があったときの、協定締結に対してですが、あったときの調整でございまして、まずこの調整とは、先ほども申し上げていますけれども、双方が話合いをする場の機会の設定のことを調整と言っております。その中で、先ほど８００万円という話を知っていたのかというご質問がありましたが、私どもがその調整をする中で知り得たのは、新聞報道等でありましたから、その際、情報としては知り得ました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どちらか一方かが、あるいは両方から調整の求めがあったわけですね。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この際は、どちらからも協定については締結をしたいという旨の申出があっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ノーバル・ソーラーは誰が申し入れましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　ノーバル・ソーラーの福岡県の、たしか統括の責任者の方が見えられたのかなというふうに記憶はしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　幸袋まちまちづくり協議会のほうは、どなたが申し入れに見えましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まちづくり協議会の会長ご自身が来られております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市役所のＯＢということで。緑ヶ丘自治会の意見は、いつどこで表明されましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　緑ヶ丘自治会の意見は、いつ、どこでということでございますが、先ほど市長のほうからありましたけれども、まちづくり協議会とノーバル・ソーラーとの間で協定書の締結が行われております。そのまちづくり協議会の中に緑ヶ丘自治会は属されておりますので、緑ヶ丘自治会の意見等々につきましては、そのまちづくり協議会の中でお話を当然持たれたと思いますので、その中で、多分、表明されたのではないかというふうに思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　要するに分からないということですね。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほど答弁したようなことだと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　分からないという答弁を確認します。分からないはずなんですよ、これ密約だから。誰も知らなかったんだから。知っていたのは、ノーバル・ソーラーの一部の幹部とまちづくり協議会の一部の幹部と、可能性としては市の幹部ですよ。市民は知らなかった。緑ヶ丘自治会が意見を言う暇もないですよ。

　飯塚市自然環境保全条例第１３条、協定の締結を紹介してください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　第１３条、事業者は、事業活動に関し、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。第２項で、市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとするとされております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、ここで問題になるのは、第１３条の周辺住民なんですよ。周辺住民について説明してください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　自然環境保全条例の第２条の定義の中に周辺住民とございます。「事業計画地が所在する自治会（事業計画地に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう。」というふうになっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこには、自治会が主体ではなくて、周辺住民となっているでしょう、条例は。もう一回確認してください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　すみません。定義の３号で、周辺住民とございます。それは、「事業計画地が所在する自治会（事業計画地に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう。」と定義づけられております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　明らかに、そこに住んでいる地域住民ですよ。だから、この条例第１３条と今の第３条の定義によって、片峯市長の答弁は崩れているわけです。そもそも、幸袋まちまちづくり協議会と緑ヶ丘自治会は別人格でしょう。飯塚市自然環境保全条例に書いていないことを、片峯市長が持ち出さなければならない事情は、どこにあるんですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほどから答弁いたしておりますけれども、まちづくり協議会の中に緑ヶ丘自治会も属されておりますので、そこのまちづくり協議会がノーバル・ソーラーとの協定書の締結を行っております。したがって、そのまちづくり協議会の中で、締結に当たっては、各自治会からいろいろなご意見等があってからとのことだと思っておりますので、自治会を含んだところのまちづくり協議会との締結が行われているということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市民環境部長がどう思っているとか、思っていないとか関係がない。我が国は法治国家だから、この法律、条例に基づいてのみ判断をしていく訳ですよ。この点については、片峯市長、もう論破されているわけです、既に、条例によって。

そこで、緑ヶ丘自治会の環境協定書の提案を市長はいつ読みましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　緑ヶ丘自治会の方が令和３年、昨年の６月１６日と、あと１０月１日、本年の５月９日、環境整備課の窓口のほうに来られていますので、そのときに担当職員が相談を受けております。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　挙手をお願いいたします。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　読んでおりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　密約、紳士協定は読んでいない。あるかどうかも分からないみたいなことを言っていましたけれど。緑ヶ丘自治会の提案文書を読んでもいないと。そういう状況の中で、へ理屈を並べ立てて、条例から離れて、調整をしないという無責任状態に今あるわけでしょう。けしからない。

　それで、緑ヶ丘自治会の調整の求めについて、市長の諮問機関である飯塚市環境保全対策審議会は、どういう見解を持っていますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この緑ヶ丘自治会の調整に関することだけではないんですけれども、この調整という、条例上の調整ということに関しては、第１３条の調整については、（発言する者あり）見解ですか。見解ということですよね。（発言する者あり）審議会の見解といたしましては、中身について調整する場合は、判断の要件が必要となることから、それについては執行部が行うものではないという見解でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　調整ができるということではないですか。市の顧問弁護士はどういう見解ですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　市の顧問弁護士には相談しておりませんので、見解はございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　幸袋まちまちづくり協議会はどういう見解ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　見解については承知いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業者のノーバル・ソーラーはどういう見解を示していますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　ノーバル・ソーラーの見解ということは、まちづくり協議会と締結しているということですので、それが見解です。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もうはっきりしてきましたね。緑ヶ丘自治会の環境協定の提案について、調整もしないという点で一致しているのはノーバル・ソーラーと飯塚市長だけだ。対策審議会は、調整やるべしということを言っているわけですから、ひどい話ですよ。飯塚市では、地域自治会と住民の声の高まりの中、２０１５年６月議会で私の質問に答えて、当時の齊藤市長が、住民の同意のない白旗山メガソーラー開発には反対と態度を表明。同年１０月には県知事の意見照会に答えて、本市のまちづくりの基本方針との整合性が図られていないと意見書を提出。２０１６年３月、県知事が開発を強引に許可する中、飯塚市議会は反対決議を上げました。２０１７年２月就任の片峯市長は、５月、現地視察し、新相田公民館に集まった８０人近い地元の皆さんと対話し、死ぬ気で頑張ってほしいと言われたが、それぐらいの覚悟で頑張りますと、私の目の前で約束したんです。ところが、それから２か月過ぎた頃、２０１７年８月９日です、白旗山メガソーラー乱開発に初めから関わった事業者を本庁市長第１応接室に迎え、飯塚市長として対談しました。片峯市長には無理難題も申し上げるかもしれませんが、というこの事業者に対し、野見山社長を信じて、どんどん協力していきたいと応じました。１２月議会一般質問で、発言の撤回を求めましたが、片峯市長はなぜか拒否したままです。筑穂内住産廃ストップの戦いの中で生まれた自然環境保全条例は、飯塚市民の極めて重要な財産です。これを忘れたかのような態度では、乱開発から住民の生命、身体、財産を守り抜くことはできません。当面の安全対策は極めて緊急性が高く、自然環境保全条例を軸に、住民の視点から急いで進めてもらいたいと思います。

　第４は―――、（発言する者あり）いいですよ。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今までの経緯について、丁寧に説明がありました。おおむねおっしゃっているとおりでありますが、途中、一部分だけ、私が事業者の社長さんと、住民の皆さんと話した２か月後、社長さんとお会いしたのは経済雑誌の取材にまずは応じたということでございます。それが１つです。

もう一つは、お互いに頑張りましょうという声明は、飯塚の地域経済を元気にしたい、若者の働く場所を頑張ってつくっていきたいということに対してのメッセージでありますので、そこだけはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　お会いになったことは認められたわけですよ。ありがとうございます。

　第４は、「筑穂元吉の土砂埋立について」です。１点目は、事業の経過と現状についてです。飯塚市として、監視はどのように行っていますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　監視ということでございますが、事業地に隣接する道路が通学路であることを踏まえまして、児童生徒が登校する時間帯の、まずはトラックの出入りを毎日、毎朝確認をしておりまして、あと、不定時ではありますが、毎日、日中も現地確認を行うなどし、何らかの動きがあれば、速やかに県への情報提供をいたしております。なお、福岡県も定期的に現地確認を行っております。また、地元自治会と事業者との協議が行われる際には、県とともに協議の場に立ち会うなどの対応を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　県知事が８月５日、中止命令及び復旧命令を出し、現地出入口には大きく看板を出しました。飯塚市長に通知が届いています。経過を伺います。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まず経過からですけれども、６月議会で私のほうから、防災工事のために必要な土砂搬入については、一定程度の量が搬入されていると答弁をいたしておりました。その後、事業者が予定を超えた土砂を搬入したということが判明いたしまして、事業者に対し福岡県が関係書類の提出を求めましたが、その内容が不明瞭であったことから、福岡県は令和４年８月５日付で、事業者に対して土砂搬入の中止命令及び防災対策工事の措置命令を発出しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、正しくは３月末と６月の中頃に２回是正命令を出したんですよ。言うことを聞かないから。それで、この８月５日にこういう命令を出していくわけですね。内容を伺います。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まず、土砂搬入の中止命令につきましては、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第５条第２項の規定に違反して、土砂埋立て等の行為を行っていると認められるため、筑穂元吉８７２番地３３での土砂の搬入行為の中止となっております。次に、防災対策工事の措置命令につきましては、同条例施行規則第７条第１項及び第２項に基づき、同地番で行っている土砂埋立て行為について、令和４年９月３０日を期限として、災害を防ぐため、必要な措置、防災対策工事をすることとなっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現場の看板には、何人たりともと書いています。どういう意味ですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　確かに、何人もこの土地への土砂の搬入を禁止するという表記がございます。そのとおりだと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　例外はないということでしょう。それで、それを受け取った飯塚市長、どういう対応をしましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほどの２つの福岡県の命令の動向を踏まえまして、本市としましては、本年８月８日に飯塚市自然環境保全対策審議会臨時会を書面にて開催しました。各委員からの意見等を聴取した後、令和４年８月１０日付で、事業者に対して「事業活動に係る災害防止対策等の措置について」という文書を発出させていただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは自然環境保全条例第何条に基づく行為ですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　第何条に基づくといいますか、生活環境に影響が出ておりますので、それに基づいて審議会の臨時会を開催させていただき、委員の皆様から意見聴取を行い、その後、文書を発出したということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後で、またそこに戻りますからね。

復旧計画の提出期限はいつですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほど発出されました文書を事業者が受け取った後、３０日以内に復旧計画書等の関係書類を提出することとなっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ですから、それの期限はいつですかと聞いたんですよ。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　事業者が受け取った日は確認しておりませんが、８月５日に発出されておりますので、恐らく８月８日、９日ぐらいには業者のほうは受け取っていると思いますので、そちらから３０日以内と考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　解釈も間違っているけれど、要するに分からないと、関心がないというふうに聞こえるわけですよ。それで、野見山産業から期限までに提出があったんですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　本日の朝、確認を県のほうに再度やりましたら、今、農林事務所のほうでその書類の精査を行っているという情報は確認をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは提出前の協議ですか、提出後の精査ですか、どちらですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　提出前のものか、後のものか、そこはちょっと分かりませんけれど、書類は提出されているということは確認しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どっちか分からないのに、提出されているというのは、どういう意味ですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今日の朝、電話で、口頭にて、電話でのやり取りの中で、その書類を精査しているということを農林事務所のほうからお聞きしているので、そのままお答えさせていただきました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　メッセンジャーやない。期限がいつか分からない。その期限前に提出されたものかどうかも分からない。当然見てないんでしょう。それで、８月５日の中止命令発令の後、土砂搬入が頻発しているんですよ。私はその様子を撮影し、動画にして、ツイッターにアップしました。これは福岡県にも見てもらいました。飯塚市も見てもらいましたよ。飯塚市としては、いつ確認しましたか、この土砂搬入。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、ご質問議員のほうから、ツイッターに動画をアップしているからということで情報提供いただきましたので、８月２６日に私どもも確認させていただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで、野見山産業株式会社には、どういう問合せをしましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　野見山産業への問合せはしておりませんが、県のほうへ速やかに、そういう動画が出ていることと、こういう行為が行われているということは、即時、情報提供いたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、情報提供だけですか、しないといけないことは。８月１０日に飯塚市として指導文書を出しているんでしょう。条例の第何条に基づく行為か分からないと言っているんですよ、部長が。お粗末極まりないですよ。条例の第１４条に基づくものなのか、第１５条なのか、何ですか、この答弁は。ちょっと確認してください、何に基づく行為なのか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３６分　休憩

午前１１時３９分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動の影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほどのご質問で、条例のどの部分なのかということなんですけれども、自然環境保全条例の目的にもございますように、市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑みと、これに基づいて先ほどの当該審議会のほうを書面で開催させていただいて、意見聴取をした後に、事業者に対する文書を発出したということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長ね、条例の第１４条で、不適正な事業を防止するということで、見つけたときは適切な措置を取れという指導ができるわけですよ。８月１０日のものは、この第１４条に基づいてやるべきなんですよ。そしてその後、その行為を、土砂搬入行為をしているのを市は見つけたわけですよ、通報によって。そうしたら、どうなるかというと、第１７条があるわけですよ。必要な措置を取ることができるとあるわけですよ。指導に従わず、市民に迷惑をかけた場合は、適切な措置を命ずることができると。それで、従わないと。そうしたら、市長がすることになっているわけですよ。だから第１４条を適用すれば、市長ができるんですよ。だから、嫌なんですよ。第１４条でいかないわけですよ。訳の分からないことを言っている。言っている意味が分かりますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　すみません。今、質問議員が言われました不適正な事業活動、これは自然環境保全条例の中で、第２条の定義の中に、不適正な事業活動とございます。「第７条の事業計画の届出が必要であるにもかかわらず届け出ていない事業活動又は届出に明示されていない事業活動をいう。」という定義づけがございますので、今質問議員がおっしゃっているような不適正な事業活動には該当しないというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　お静かに願います。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯市長、冷静に聞いてやってください。まさに該当するということを、部長も自分で認めているのに、同じことを言って該当しないと、なぜそういうふうにかばわないといけないのか分からない。中止命令の後の土砂搬入は、福岡方面からのダンプが嘉穂自治会側の入口から進入し、野見山産業用地内で中尾建設が行っている地域デイ施設用地造成エリアに落とし、そこからさらに別のダンプに積み替えて、搬入禁止区域、主に浦田自治会側に落としているわけですよ。中継ポイントになったのは、その中尾建設の工事現場です。中尾建設には問い合わせましたか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　質問議員からの情報提供を受けまして、８月２９日に市のほうから福岡県都市計画課に連絡し、８月３０日に福岡県都市計画課が聞き取り調査を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　聞き取った内容を教えてください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　福岡県都市計画課が、８月３０日に事業者に聞き取り調査を行ったところ、開発区域から土砂の移動は行っていないことを確認したとのことを、同日、市のほうに連絡をいただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　虚偽の説明をした場合は、ペナルティーはどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　そこまでのペナルティー等については承知しておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　土砂埋立てのほうですけれども、福岡県との協議の状況を伺います。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４４分　休憩

午前１１時４４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　土砂埋立てのほうで、協議といいますか、情報共有は図っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　８月１０日に指導文書を出して、従っていない現実が確認された。こうした中で、自然環境保全対策審議会には、どういう報告をしましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　１０日の文書発出後の報告は、まだ行っておりませんが、会長のほうには、今、県との情報共有を図りながら対応を行っておりますということは申し伝えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　警察には通報しましたか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　なぜですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この当該地における土砂埋立て事業につきましては、福岡県の条例に基づく事業で、許可を受けてやられておりますので、その辺の対応は福岡県のほうで、今、いろいろ対応を図られておりますので、そこら辺は福岡県の判断になっていこうかと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　公務員には告発義務があります。

　そこで、時間が来ましたので、第６に飛びます。「市政への統一協会、世界平和統一家庭連合の関わりについて」です。１点目は内部調査についてです。歴代閣僚と国会議員とともに、地方政治への関わりが注目されます。飯塚市としては、どのように調査を進めているか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　宗教法人世界平和統一家庭連合及びその関係団体との関与につきましては、内部調査を実施いたしております。調査対象期間につきましては、令和２年度から本年度までとし、調査の内容といたしましては、同法人や関係団体が関わった事業への後援があったか否か、同法人や関係団体主催イベントへの出席があったか否か、同法人や関係団体への表彰があったか、同法人や関連団体からの寄附があったか、同法人や関連団体の団体登録があったか、同法人や関連団体への補助金の支出等があったか否かといった点について、団体の関与の有無について調査をいたしました。調査の結果につきましては、当該法人及び関連団体へ関与した事例は、９月７日期限での調査ではございませんでした。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国際勝共連合の世界日報及び思想新聞を、飯塚市として見本誌を受領したかどうかは調査しましたか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　今、質問者がおっしゃいました件については、調査をいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　川上議員に申し上げます。発言時間が終了しましたので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前１１時４９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１４番　上野伸五議員に発言を許します。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。初めに、「遺族に寄り添う施策について」、お伺いいたします。ご家族の方などがお亡くなりになった場合、ご遺族は行政手続をしなくてはなりません。手続は亡くなられた方の状況により様々で、ご遺族は多岐にわたる手続に苦慮してあるかと思いますが、本市ではどのような対応をしておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　お亡くなりになった場合の手続としましては、まず死亡届を出しに来られた際に、ご遺族の方が行う各手続について分かりやすくまとめた「おくやみガイドブック」をお渡ししております。現状としましては、葬儀業者の方が死亡届を持って来られることが多くございますので、その際にご遺族の方にお渡ししていただくようにお願いをしているところです。また後日、ご遺族の方が関連の手続をされるために来庁された場合は、できるだけ分かりやすくスムーズに手続ができるように、総合案内や市民課窓口などで関係課へご案内を行っているところです。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　参考までに、本市で年間どのくらいの方がお亡くなりになられておりますか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　本市に住民票がある方が亡くなられた人数で申し上げますと、過去３年間では、令和元年度１６６５人、令和２年度１５８８人、令和３年度は１７２５人となっております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　ご遺族の方は、大切な方が亡くなられたことにより、悩み、落ち込んでいらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、そのような方への対応は何かございますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民課が作成しているおくやみガイドブックにも、心の相談窓口として健幸保健課の成人保健係を案内しております。電話などで相談をいただければ、市の保健師が話を伺い、より専門的なフォローが必要な場合は、保健所が設置しているこころの健康に関する相談をご案内しております。特に自殺された方の遺族の方のことでございますが、自死遺族の方につきましては、気持ちの整理をつけることが難しいことから、福岡県が設置する自死遺族の集いや、自死遺族のための法律相談をご案内するようにいたしております。現在のおくやみガイドブックには、専門的な相談窓口の紹介をしておりませんので、今後、改訂時にはより詳しく紹介し、ふさぎ込まれている方が気軽に相談できるように見直してまいります。しかしながら、行政として情報提供しても、その情報がなかなか届かないという方もいらっしゃいますので、そのような方の孤立を防ぐには、どうしても地域の方に頼らざるを得ませんので、まち協や自治会、そして民生委員といった地域の住民を見守っていただいている方々のお力を借りながら、適切な相談窓口につなぐことができるよう検討してまいります。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　私事ですけれども、今年５月に母親が他界しまして、父は病気療養中のために、葬儀や法要の対応をさせていただきました。母は数年にわたり闘病入院をしておりましたので、家族はそれなりの準備や覚悟はしていたつもりでしたが、いざそのときを迎えると動転してしまいますし、心の整理に相当な時間がかかりました。特に法要の際の心身的な負担はつらいものがありました。私の場合は民間施設をお借りして法要を執り行いましたが、実際にお参りいただいた方々から、日時を区切ることで負担は相当軽くなる、このような感想をたくさんいただいたところです。そこで、お伺いをいたしますが、飯塚市に１２か所ある交流センターにおいて、初盆法要などができないのかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交流センターの初盆など法要による利用につきましては、一般貸付けという位置づけでの対応になります。遵守事項を定めておりますので、それに即してご利用いただく必要がございます。法要でのご利用の際は、線香、ろうそくなど火気の使用につきましては、各交流センターの建物の構造上、利用できない場合もございますので、許可が必要となります。また、香典といった金品や祭壇等の管理につきましては、利用者が責任を持って管理をいただくこととなり、ご利用の内容によっては条件を付す場合がございますが、利用は可能でございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　法要の際には、自宅が狭い、自治公民館も立地や駐車場の関係で利用しづらい、このような方々も多いのではないかと思います。交流センター利用の申出があった際には、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。また、突然の死に直面された場合や、お子様や年齢の近いパートナーを亡くされたご遺族の心痛は計り知れません。特に高齢者のご遺族からは、人に会いたくない、外に出たくないという声も聞かれました。ご遺族にかかわらず、高齢者の集う場所の維持、確保など、寄り添う施策をお願いいたします。

続けて、「コロナ対策について」、お伺いいたします。先般の報道によりますと、片峯市長は７月２３日夕方、コロナ陽性を確認されたとありました。ワクチンは複数回接種されておられたと聞き及んでおりましたが、どのような状況や症状であったのか、お聞かせをいただけますか。

○議長（秀村長利）

片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　市民の皆さんの感染防止に少しでも役に立てばという思いから、ご答弁させていただきます。まず第一に思いましたのは、私、家内も定期的に自宅で抗原検査キットを購入して検査をしていました。早期に対応したいという思いと、周りの方に、もしかかったときにできるだけうつしたくないなという思いからです。そこまでしておりましたが、一番は、家族内感染というのは防ぎようがないというのを実感いたしました。自宅は長男夫婦と、２階と１階で２世帯で７人構成の世帯です。まず、子どもから感染して、長男家族が感染しました。動線を区切って、私どもは生活をしていました。浴槽やトイレにも十分注意をしたつもりでありましたし、そのときには毎日のように検査して、陰性確認までしていたのですが、防ぎようがありませんでした。ですから、家庭内感染というのは防ぐのが極めて難しい。特に小さなお子さんがいらっしゃる家庭は、子どもが感染したときに、その子との距離を取ることが難しいので、どうしたものかなと、私の中でまだ結論が出せないぐらい難しい問題だと思っています。

次に、ワクチンを私は３回打っていました。家内は医療従事者ですので、そのときの２１日だったと思います、第４回目のワクチン接種をしました。発熱と倦怠感があって、でもこれは副反応だなと思っていまして、２階からの感染と思っていませんでした。しかしながら、その次の次の日ぐらい、喉が痛いということで検査をしましたら、２３日の午前中に家内の陽性が判明して、慌てて病院で検査をということになりました。私が２３日に少し熱があるなということで、２３日はそれでも陽性の結果は出なかったんですよ。２４日の朝、しっかりと陽性反応が出ました。その日、もう一回夕方にしましても、やはり陽性でした。

一つは家庭内感染を防ぐのが難しいということ、もう一つは、自分はもういわゆる６６歳ですから高齢者ですが、何らかの大きな基礎疾患があるかというと、ありがたいことにありませんが、そんな私でも発熱症状だけではなくて、すごく倦怠感には２週間ほど苦労しましたし、それから１０日ほどは味覚症状、味覚がよくありませんでした。それで食も進まずに、そのとき５キログラムほど痩せたんですが、できるだけ重症化しにくいウイルスだというように今言われていますが、かからないようにやはり注意したほうが、健康面でもいいよなというのを実感した次第でございます。

最後に、幸いにも家族でかかったときにタイムラグがありましたから、何とか食べ物は交替で、最初は私どもが買いに行って、後は２階の家族が買いに行ってということで確保ができましたが、どうしても心配な気持ちをお持ちの方は、ある一定の冷食等の確保等も準備していただくほうが、市でもそういう制度は準備していますが、これは後手に回りますので、そうなさっていたほうがいいだろうということを経験いたしました。まだまだコロナ感染につきましては、減少傾向にあるものの予断は許しませんし、冬場の時期にまた心配な状況になることが予想できますので、共々に注意をし、また対策を講じていく必要があると思っております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　家庭内でご感染ということで、奥様が陽性確認された日から市長が陽性確認された２４日と今言われました。その間、社会通念上、市民の皆さんに何らかの心配や懸念を与えるような行動はなかったと、このように確認させていただいてよろしいですね。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　外に出て人にうつすようなこともと思いましたし、私は感染していないというように思っておりましたので、食事等についてはありましたけれども、感染の形でそういうことがあったら感染するよみたいなというようなことは一切ありませんでした。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　感染予防に努められて、ワクチンを複数回接種されている市長も感染されたコロナです。サイエンスなどの科学専門誌では、ワクチン効能を疑問視している論文もかなりあるようです。感染拡大の波は続き、現在の第７波は、これまでの感染者数を大きく上回る状況であります。ワクチン接種は進んでいるが感染者は増加しているという現状について、どのように認識をされておられるのか、お聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新型コロナウイルスワクチンにつきましては、接種開始当初は感染防止が高いという考えに基づき進めておりました。その後、ウイルス株の変異が短い期間に繰り返されたことにより、変異株に対する感染予防効果は低くなってきており、そのため感染者が増加しているという状況でございます。しかしながら、ワクチン接種により、重症化を予防する効果は感染防止効果よりも高い水準で維持できていることから、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方や、重症化リスクの高い方と接する機会の多い医療従事者、高齢者施設等の従事者を対象に４回目の接種を実施しているところでございます。重症化を防止することは、医療提供体制を維持するためにも必要であり、ワクチン接種は必要であると考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　ワクチン接種については、感染防止よりも重症化防止に効果を期待しているということですが、まずは感染拡大を防止することが重要であると思います。ワクチン接種だけでは感染予防効果はあまり得られないということですが、一方で市民の皆様は、ワクチン接種を受けたから感染しない、感染しにくくなっていると思われている方も多いのではないかと思います。また感染対策についても、コロナ禍が長く続いたことで、感染防止対策に対する意識が薄くなってきているのかもしれません。市役所や交流センターなどの公共施設に来られる方は、市の施設だからということで安心して利用されていると思いますが、現在の感染対策はどのように実施されておられますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の市民利用型施設の感染防止対策につきましては、昨年１１月１日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定いたしました感染防止策を現在も継続実施いたしております。また７月１４日に、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が、感染拡大防止のための効果的な換気について提言されましたので、本市におきましても、８月２日に警戒対策会議を開催いたしまして、エアロゾル感染を防止するために定時換気から常時換気に切り替えるよう徹底をいたしております。公共施設を利用される方への注意点、交流センター、屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設等の利用形態に応じた利用方法の注意点、それから施設管理者の注意点について、各施設に掲示することで、感染防止対策を遵守した上での施設利用・運営を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　国においても様々な規制が緩和されてきたからこそ、ワクチン接種は義務ではない。未接種の方も参加している可能性があるので十分な予防措置をとっていただくこと。このことを、特に貸館事業の際の主催者には、その責任において改めて参加者に周知徹底していただくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほど紹介いたしました市民利用型公共施設の感染防止対策の徹底についてという文書につきましては、これは利用者への注意点ということについても、１２項目を整理いたしております。今、質問議員がおっしゃいますように、ワクチン接種をできない人もいらっしゃる、そういうような状況もございますので、表現方法は別として、施設を使われる方に対する注意点として整理していきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　よろしくお願いします。

次に、「頴田支所周辺とＪＲ沿線の利活用について」、お伺いいたします。頴田支所周辺についてですが、この地域はどのように位置づけられておりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　本市の都市計画マスタープランでは、現在の頴田支所周辺の地域は歴史的に中心的な役割を担った地域であることから、頴田地区の地域拠点として位置づけられておりまして、令和元年に支所が隣接地に移転されたこと、小中一貫校やこども園、子育て支援センターが周辺にあり、子育てしやすい教育環境が整っているということもあり、都市機能が期待される地域だと考えられます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　地域拠点の定義、加えて市としての認識を示してください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　地域拠点と申しますのは、合併前の旧１市４町でのそれぞれの地域拠点という意味でございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　地域拠点と位置づけられて何年たっているのか。また、現状との整合性について説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　まず、この頴田支所周辺の公共施設等の経緯についてから、ご説明を差し上げます。まず、頴田支所周辺施設公共施設跡地の利活用につきましては、平成２１年２月に策定いたしました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第１次実施計画」におきまして、当該施設は廃止の方向性として、利活用については近隣の施設と一体的な検討を行うことが必要であるとしております。それから、頴田小中一貫校の開校と併せて各施設を廃止してきたところでございますが、当該地において、個人所有の土地があることが判明いたしましたので、時効取得の訴えを行いまして、土地取得勝訴の判決となったことから、最終的には、令和３年２月１６日に本市へ名義変更を終えたところでございます。また当該地には、都市公園が存在しておりますので、代替地の検討に時間を要したことにより現在に至ったところです。

この今、整合性というお話でございますが、この廃止しました施設等がございますので、先ほど申し上げたこの位置づけとは、その跡施設が残っておりますので、ここの整合性ということは、この中で保たれておりませんが、都市公園区域が存在した代替地の検討に時間を要したということで、有効利活用が滞っていたという状況でございます。今後といたしましては、福岡県と公園区域の変更の協議も現在進捗しておりますことから、地域居住環境に適した有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　位置づけられて何年たっているのかはっきり申し上げられていませんけれど、平成２１年に位置づけられておりますよね。では、現在まで１３年ということで認識しておりますが、この間、後で詳しく聞きますけれど、都市公園の問題だけではなくて、それは都市公園の問題が１３年もかかってきているのかということになりますよ、何かしらのあなた方、反省はありますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　一つはこの公共施設を廃止に至ったところから、体育館等を活用させてほしい、また武道館を活用させてほしいといったような意見が様々あったことを、私は記憶いたしております。新体育館がただいま建設されておりますけれども、頴田体育館を廃止するということでご理解をいただいたということにも時間を要したものであります。また、先ほども申し上げましたように、個人所有の土地があったものについて、これが様々点在しておりまして、小さい面積ではございますが数がございましたので、これにも時間を要したということが、主な理由としては挙げられます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　利用を廃止して、今まで既にもう何年もたっているんですよ。こういった議会の場でも、質問を何度もさせてもらっていますけれども、いまだに老朽化した公共施設がそのままにされているという現状は、しっかりと認識していただきたいと思いますし、もう今さら言っても時間は戻らないので、どういうふうにしていただけるかを質問させてもらいますけれども、今後、どなたが担当責任者で、いつまでにどうするのか、教えてくれますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　この施設の今後の利活用についての担当部としては私、行政経営部でございます。主には財産活用課というところがこの仕事を担っていくということになります。それで、今後のスケジュールでございますけれども、今年度中には都市公園の区域変更の手続を行えるよう、今、準備を進めているところでございます。この売却までの手続でございますが、跡施設においてはアスベスト調査、それから確定測量業務委託、それから不動産鑑定が必要でございます。これにつきましては来年度当初予算に予算を要求してまいりたいと考えております。それから都市公園の区域の変更を行いますが、変更をかける箇所について確定測量等の実施を行っていくということで考えております。できるだけ来年度中には売却できるように、今、準備を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　具体的な年月を教えていただけませんか。今、懸案事項を幾つか言われましたが、どの手続に、どのくらいの時間がかかるのかを積み上げていっていただければ、同時進行的にできるんですから、都市公園の入替えが今年度中というふうに言われましたが、では来年度の頭から着手できるんですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　この公園そのものの面積が少し大きいものですから、確定測量に係る見積り等を今、徴取しているところでございます。それで同時進行できますのは、まず確定測量と施設のアスベスト調査、これは同時進行できます。今、これまでの経験上、これについては４か月程度かかると。それから確定測量業務委託、それから不動産鑑定についてはそれぞれ２か月から３か月程度、これは同時進行はできません。先ほど申しましたように、来年度末の売却に向けて、今申し上げたような期間と公募型プロポーザル方式での売却を検討しておりますので、その期間を含めますと、来年度末までには売却を進めたいという考えでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　最速で何年何月になりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　最速で申し上げますと、令和６年３月でございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　最速で令和６年３月に売却ということですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　申し訳ございません。私の希望で申し上げました。最速といいますのは、先ほど申し上げましたように、アスベスト調査、確定測量業務、不動産鑑定がどれぐらいかかるのかということがございまして、これまでの経験上で申し上げますけれども、それぞれ３か月から４か月程度を要するものと考えております。したがいまして、あとプロポーザル方式の公募期間等も３か月程度を見込んでおりまして、具体的にこれを時間としてスケジュールに、まだ落としておりません。それで、繰り返しになりますけれども、最速というところでいうとちょっとなかなか申し上げにくいのですが、来年度末までには売却をしたいという考えでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　確認させてください。同時進行できるものと、できないものがありますけれども、それぞれを加えると、スケジュール的には約６か月から７か月で手続が完了するというふうに確認させてもらっていいですか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　そのように考えていただいて結構です。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　担当部として、今年１２月の予算要求に努力をしていただくというわけにはいきませんか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　その点も視野に入れております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　もう、１３年たっているんですよ。何度も質問させていただいて、早急に取り組みますという答弁、何度もいただいていますが、その点はどのような反省があるか、教えていただけますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　先ほどから様々な課題があったことを申し述べさせていただきましたけれど、確かに都市公園等について移設ができるかどうかというところもなかなか協議が進んでいなかったというところもございますので、質問議員がおっしゃいますように、私どもも反省をいたしております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　努力をお願いします。市政はやはり市民の皆さん方の受容性がありますから、必ずやってくださいというふうには言えませんけれども、地域拠点としてあなた方が位置づけているんですから、それをいろいろな理由があるにしても、１３年間ですよ、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、財政当局また正副市長にもよろしく取り組んでいただきますようにお願いを申し上げます。

最後に、頴田地区の地域拠点にふさわしい住環境の整備、これもお約束していただけますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　現在の跡施設がございます跡地につきましては、周辺に支所もございます。それから旧サンシャインかいたという施設がございまして、この中には子育て支援センターもございます。また近隣には頴田こども園もあり、少し先になりますけれども小中一貫校がございます。したがいまして、この環境について申し上げますならば、移住定住促進の観点からも居住区域として考えるほうがふさわしいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　何とぞよろしくお願いいたします。

ＪＲ沿線の利活用についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　ＪＲ沿線の市有地の利活用につきましては、本市は大都市圏へのアクセスがよく、交通の要衝となっていることが本市の強みであり、定住化促進の観点からも、駅周辺の未利用地の売却に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。ＪＲ沿線に存在します市有地を含め、全市有地の把握につきましては、現在、市が使用しております地図情報システム、これはＧＩＳと申しますが、機能を改良することで対応できる見通しとなりましたので、現在、業者に作業を依頼しており、おおむね来月中には地図上で見える化ができるというふうに考えております。今後のスケジュールでございますが、システムによる市有地の把握が可能となりましたら、市有地の現況を個別に調査した上で、周辺地の売却可能な市有地から順次売却を行い、定住化促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　再来月、１１月には大体、市有地の存在などが完了するというふうなご答弁をいただきましたが、実際にこれを公示できるのは何月ぐらいになりますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　今、台帳管理を行っておりまして、その中で公示できるというのが、先ほど申し上げましたけれど確定測量等が必要になってまいりますので、そこの辺りは少し、先ほどの跡地の問題と同じように、建物がある場合には先ほど申し上げたアスベスト調査等もございますので、はっきりした告示がいつになるかというのはちょっと申し上げにくい状況でございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　よく理解できます。先ほど頴田支所周辺については区画が大きいのでということで、確定測量は３か月程度と言われていましたが、大体２か月から３か月程度で終わると思うんですよね。１１月末に大体、市有地の把握をされると、それから２、３か月プラスするというような計算が成り立ちますので、そういうふうなスケジュールで行っていただきますように、よろしくお願いをしておきます。

次に、「部活動の地域移行について」、お伺いをいたします。この制度は、文化部、運動部を問わず、中学校全ての部活動を廃止し、学区を越えたクラブチームに移行させる趣旨であると認識しておいてよろしいですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　国の提言のほうから判断する限りでは、地域への移行が部活動をなくすことになるのかについて明確に記載はされてはおりません。今後の国や県の動向を注視して、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った部活動の在り方を検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　現在の外部指導者制度とは、どのような違いがあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、部活動指導員及び外部指導者、こちらは学校が部活動指導のために活用する制度であり、活動の主体は学校にございます。地域移行後の部活動の在り方について、現時点では明確な方針は示されておりませんので、今後も国、県の動向を注視しながら、情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　部活動を地域移行させる目的は何でしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　スポーツ庁が令和４年６月６日に示しました運動部活動の地域移行に関する検討会議提言によれば、深刻な少子化による生徒数の減少の加速化、また教師にとって大きな業務負担となっていること、また競技経験のない種目の指導や休日を含めた指導の負担を、働き方改革の観点から軽減することなどが挙げられております。文化部活動についても、文化庁が令和４年８月８日に公表した文化部活動の地域移行に関する検討会議提言において、同様の理由が挙げられているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　部活動が教職員の方々の勤務実態に大きな影響を及ぼしていることは明らかですが、部活動指導に生きがいを感じておられる教職員の方々もいらっしゃいます。学校としての一体感や生徒との信頼関係の希薄化も懸念されます。そこで、希望者のみを対象に、例えば６時間目などを部活動の時間にすることはできませんか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学校においては、学校教育法及び同法の施行規則において、標準授業時数が定められております。この時数を上回るためには、週２９時間で時間割を組んでようやく達成できているのが現状でございます。そこに自然災害による臨時休校や新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を予測して、余剰時数を組み込んで対応していることから、授業時間内に部活動を実施するのは現実的には厳しいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　現実的に厳しいということですが、不可能ですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現実的にかなり困難であるということでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　不可能ではないということですよね。教育委員会として、またそこら辺のこともしっかり考えていただきたいというふうに思います。この地域移行に係るスケジュールはどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　提言のほうによりますれば、令和５年から令和７年度末の３年間を休日部活動の地域移行に向けた改革集中期間と位置づけ、休日に実施する部活動から段階的に地域移行することが基本とされております。令和８年度以降は、その時点までの進捗状況を検証し、さらに改革を進めることとされております。福岡県教育委員会においても、令和７年度末を目安に、地域の実態に応じた休日の部活動の地域移行を目指すという方向性が示されているところでございます。今後の予定といたしましては、本年度末に県のほうが方針を示すこととなっております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　この部活動を地域移行させることによって、どのようなメリットやデメリット、また課題が考えられるのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　想定されるメリットといたしましては、児童生徒にとっては、学校ではできなかった活動が可能になるのではないか、また複数の活動も可能になり、活動の選択肢が広がるのではないか、専門性の高い指導が受けられるなどが挙げられます。また学校教員にとっては、部活動指導の負担の減少、授業準備など業務に時間とエネルギーを割けるようになるなどが想定されます。また地域によっては、地域のスポーツや文化活動が活性化することが想定されます。

また、逆に想定されるデメリットといたしましては、子どもたちにとっては、所属チームの方針により練習が長時間になるなど、学校での活動より過大な負担となるケースもあるのではないか、また指導者が教育に携わっている者とは限らず、教育的配慮に欠ける活動になる可能性もあるのではないか、また家庭の費用負担が高くなるのではないかなどが想定されます。また学校教員にとっては、先ほど質問議員も言われましたとおり、児童生徒と部活動を通じて関係性を作りにくくなる。教師としてのやりがいが下がる人もいるのではないかなどが想定されます。地域にとっては受皿となる地域団体等における負担が増すことも想定されます。

また、想定される課題といたしましては、体育館などの学校体育施設の利用ルール、割当て調整ルールの策定、中体連等の試合への参加資格の整備、けがなどの場合の保険の内容などが想定されるところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　それらの対応は飯塚市としてどのように考えられておられますか。全体的にまとめて結構です。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、国また県の今後の方針等、こういったものを十分情報収集し、検討していくことが必要であるというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　まだ国の方針もはっきりと固まっていないので、しっかりとそれらを情報収集していただきたいと思いますが、たくさんのメリットがある代わりにデメリットもたくさんございますし、課題もあります。保護者や子どもたち、小学生クラブチームの指導者、また教職員の皆さんや関係者の方々が混乱や過多な不安に陥らないように、正しい情報をしかるべき方面に迅速に発信していただきますようにお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　これをもちまして、一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後　１時４１分　休憩

午後　１時５５分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。「議案第７０号」から「議案第８１号」までの１２件及び「認定第１２号」から「認定第１５号」までの４件、以上１６件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第７０号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　補正予算書の５ページ、第２表　債務負担行為補正（変更）、グローバル人材育成研修事業委託料１２２３万３千円ですけれども、まず事業目的をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　本事業の目的につきましては、飯塚市内に在住する中学１年生から高校２年生までを、姉妹都市であるアメリカのサニーベール市に派遣し、ホームステイや現地学生との交流を通して、多文化への理解やコミュニケーション能力を向上させ、将来の飯塚市を担う人材育成を行うための事業でございます。

○議長（秀村長利）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

事業展開、どういう推移かお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　これまでの派遣先につきましては、平成１８年度の合併当初から、オーストラリアや台湾に中学生を派遣しておりましたが、その後、中学生の生徒及び保護者へのアンケート内容を踏まえまして、また平成２５年１２月にアメリカのサニーベール市との友好交流関係協定を結んだことから、平成２６年度から派遣先をサニーベール市にいたしました。また対象者につきましては、現地研修時期の変更や新型コロナウイルス感染症の影響により、現地研修の実施を中止したことから、現在は研修生の対象を中学１年生から高校２年生までに広げております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　実績というのもなんですけれど、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　平成１８年度合併当初からの派遣人数で申しますと、平成１８年度は５０名、平成１９年度及び２０年度は２５名、平成２１年度は新型インフルエンザの流行により中止、平成２２年度は２５名を、それぞれオーストラリアに派遣しております。その後、派遣先を台湾に変更し、平成２３年度３１名、平成２４年度２６名、平成２５年度１９名を派遣しております。平成２６年度から平成３０年度まではアメリカ、サニーベール市へそれぞれ２０名を派遣しております。令和元年度からの３年間は、新型コロナウイルス感染拡大により、現地研修を中止しております。また、本事業の研修内容は、語学やコミュニケーション等の事前研修の後、約１週間の現地研修で、ホームステイや現地学校への登校による現地学生との国際交流や異文化交流を行っており、帰国後は、報告会の発表を行うための事後研修を行っております。その後、事後活動として人材育成グループへ入会し、日本語教室や地域行事の支援等を行うなど、研修を通して培った積極性やコミュニケーション能力を生かしていただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　サニーベール市なんですけれども、この事業に参加する生徒はどのように選考しているんですか。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　研修生の選考につきましては、英語の筆記試験、作文、英語と日本語による面接を行い、飯塚市グローバル人材育成研修生選考委員会において、総合的な点数の上位２０名を決定しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私も報告会とか参加したことあるんですけれど、学校が少し偏っているかなという気がしたんだけれど、学校から何人というようなことはないんですか。選考の基準、点数とかいうことだけで判断しているんですか。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　先ほども申しましたが、総合的な点数の上位２０名で決定をしております。学校枠ということで決定はしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　委託料ですけれども、この委託先はどこになるんですか。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　委託業者の選定につきましては、プロポーザル方式により、グローバル人材育成研修事業委託業者審査委員会において、実施要領及び仕様書等に基づき、最適である業者を選定しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのプロポーザルは、応募が１者でも成立するようになっているんですか、それとも複数になっていますか。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　選定の実績で申しますと、平成２９年度、平成３０年度は１者の応募になっておりました。１者の選定のときにつきましては、プロポーザル実施要領に、審査の総得点が６割に満たない場合は再度公募し、選定することとなっておりまして、この１者応募のときには、この審査基準の６割の基準を満たしておりましたので、その応募事業者に決定しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１者でも、逆に言えば１者しか応募がない場合は、市としては、ちょっと言葉があれですけれど、ぜひその人に受けてもらわないといけないという感じになるではないですか、事業をやろうとすれば。そうすると、選考委員が、関係職員が多い場合は、期待値を込めて６割以上ということになりかねないと思うんだけれど、選考委員はどういうふうになっていますか。

○議長（秀村長利）

　国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　現在の選考委員の委員につきましては、経済部長、中学校校長の代表、教育部長、国際政策課長、学校教育課長になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

公募型プロポーザルについては、この問題だけではない問題があると思うんですよね。ちょっとこの公募型プロポーザルについては、今後検討を要するのではないかなという気がします。

補正予算書９ページ、地域外来・検査センター運営費補助金３０８万６千円。これは、対象はどういったところなんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　健幸保健課長。

○健幸保健課長（瓜生敦之）

　本検査センターで受けられる方につきましては、飯塚医師会に加盟している医療機関、こちらの医療機関に受診された方の行政検査として、検査を受けるという形になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業の考え方、内容をちょっとお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　健幸保健課長。

○健幸保健課長（瓜生敦之）

　事業の考え方でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の早期発見、早期治療を行い、かつ市内でのクラスター発生予防を図るため、一般社団法人飯塚医師会が設置、運営する地域外来検査センターに係る経費に対して補助金を交付するものとなっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　かかる経費は具体的にはどういった経費なのか、金額的にはどういう考え方なのかお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　健幸保健課長。

○健幸保健課長（瓜生敦之）

　本補助で対象としておりますのは、福岡県の補助金がございまして、こちらの交付対象外の部分について、飯塚医師会地域外来・検査センター運営事業費補助金交付要綱を定めて交付をいたしております。対象となります従事する業務調整員、こちらの方に報酬の一部として１人当たり５千円として補助を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚医師会ということなんですけれども、飯塚市ですよね。それと嘉麻市、それから桂川町、エリアにあると思うんだけれど、飯塚市だけが出すわけですか。ほかは、嘉麻市、桂川町はどうですか。

○議長（秀村長利）

　健幸保健課長。

○健幸保健課長（瓜生敦之）

　飯塚医師会の医療圏、飯塚市、嘉麻市、桂川町の２市１町となっております。こちらの検査センターの運営補助に関しましては、検査を受けられた方の人口割、人数割といいますか、それで負担をそれぞれが行っているところであります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、予算額は３０８万６千円なんですけれど、これは全体の何％ぐらいを見込んでいるんですか。

○議長（秀村長利）

　健幸保健課長。

○健幸保健課長（瓜生敦之）

　予算上の考えでございますが、全てをまず飯塚市の方だけということにはなりませんので、昨年度がおおむね７０％、ただし、それ以上に飯塚市の方が受けられる可能性もありますので、今回は全て開設した場合の８５％で予算のほうは計上させていただいております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　補正予算書１０ページの菰田・堀池地区活性化事業費、測量委託料１１７５万５千円ですけれども、説明をお願いしていいですか。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　飯塚駅前広場の再整備に当たりましては、ＪＲとの駅前広場取扱いとして、駅前広場に設定する土地所有を明確にし、整備・管理することとなっておりますが、当該範囲につきましては、国土調査が実施されておらず、昨年度実施の測量調査におきまして、一部無番地の土地が判明し、その所有者が確定できなかったため、隣接する土地の境界確定が実施できませんでした。このたび、当該地所有の協議が完了し、当該地の所有が飯塚市となりましたので、境界未確定部分の境界を確定し、駅前広場整備を計画どおり進めようとするものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　場所はどの辺りか、それから測量は今からということなんですけれど、おおよその面積はどの程度なのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　場所につきましては、今現在のＪＲ飯塚駅の前の市道敷になります。面積につきましては、詳細のところは把握しておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　大体このくらいとか、そういうのは何か言えますか。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　測量が今からということになりますので、具体的な面積というのはちょっと把握しておりませんが、筆の数としましては６筆の測量となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　おおよその広さは言えないわけですか。車が４台停められるぐらいかなとか。市道敷なんでしょう、今。車が何台分ぐらいとか、おおよそ。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　おおよそでございますけれども、大体、１千平方メートル程度だと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ほかに同様の無番地というようなものが、後から出てくるようなことは可能性としてはまだありますか、もうないですか。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　今のところ、そういった箇所が出てくる可能性はございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今のところというのはどういうことですか。それは可能性があるということでしょう、そうしたら。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　大変失礼いたしました。そういった箇所が出てくる可能性はございません。

○議長（秀村長利）

　質疑を終結いたします。「議案第７１号」から「議案第８１号」までの１１件につきましては、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　「認定第１２号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「令和３年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」ですけれども、幾つかお尋ねしたいと思います。一つは、業務実績なんですけれど、純損失が１億１７６２万円ということなんですけれど、これとの関係で、給水人口の動向、どういった特徴があるのかお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　給水人口つきましては、行政区域内人口も年々減ってきているという関係上、給水人口のほうも減ってきている状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　エリア的に、こういうところはエリアが増えているんだが、こういうエリアが減ったので、プラスマイナスで減っていますとかいうような説明ができますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　地区ごととかにつきましての給水人口をシステム上で抽出する機能はございませんので、把握はしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは分かる方法はないんですか。どのエリアで人口が増えて、給水人口が増えていると。ここはこのぐらい減っているとかいうのは、例えば旧自治体ごととかね。それから配水池ごととか、今分からないんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　把握はできておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　さっきシステム的にできないとおっしゃったでしょう。把握してないというのと少しニュアンスが違うと思うんだけれど、どうなんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　申し訳ございません。先ほどはシステム上で抽出できる機能がないということでございまして、そういう状況で把握ができてないということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは把握する方法があるということですか。永遠に分からないんですか、これは。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　分からないと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、第８次拡張計画とか、実績とか、どうなるんでしょうね。どうなるんですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時１５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　住民基本台帳の中からのエリアごとの推計は可能かとは考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　例えば、この１年間でもマンションが建ったり、それから一定の地域の戸建ての開発が進んだり、あるいは誘導しようとしてみたり、さっきの片峯市長のあれではないけれども、ゆめタウンとの関係で、移住、それから家を建てたりとかいう人が増えるようなこととかを考えたときに、配水池ごとの給水人口の見通しとか、実績に基づいて、また政策に基づいて判断しないといけないことがあると思うんだけれど、今そういうことはできないということを言っているわけね。給水責任は市にあるわけでしょう、水道法で。ちょっとそこのところは今後工夫したほうがいいのではないかと。お金をかけたら駄目ですよ。特殊なソフトを開発したり、そういう意味ではないんですよ。

　それから年間の総配水量、有収率の動向の特徴、どういうふうになっていますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　令和３年度の配水量につきましては、１４２９万７９０５立方メートルとなっております。令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、外出自粛などの要因が考えられまして、家庭での使用水量の増加が生じておりましたが、令和３年度につきましては、使用水量が減少という形になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　令和２年で上昇したものが、令和３年で減少した理由は何だと思われますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　令和２年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛があったということで、家庭内での使用量が増加したというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　令和３年はもっとひどかったのではないんですか。外出自粛もあったのではないんですか。だから、外出自粛に何か違いが生じたんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　年間の総配水量につきまして、細かく分析したわけではないので、ちょっと分かりませんけれども、令和２年度よりも減少しているという事実になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　違う要因が、別の要因が働いていることは考えたほうがいいのではないですか。コロナということも何かあるかもしれないけれど、コロナ以外の要因、これはちょっと検討する必要があると思う。

　それから、先ほど言いました当年の純損失の関係なんですけれど、経常収支比率についてはどういう評価をしていますか。１００超えていると言っていますね。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　経常収支比率につきましては、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標となっております。１００％を上回っていれば、健全な経営状態になるということを示すことになりますが、令和２年度の類似団体の経常収支比率が１１１．２１％に対し、本市の令和３年度の経常収支比率の数値は９２．２３％となっておりまして、類似団体を下回っているという状況になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今おっしゃった類似団体というのは、どこのことを言ってますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　全国規模で１０万から１５万人規模の団体ということになっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私たちはよく類似団体ということでやるんだけれど、水道事業の場合は、水源の豊富さとか、清浄さだとかによって、人口だけではない要素がやはりあるわけですよね。だから、比較の対象を意味のある数字にするためには、そういう条件的な面での類似というのもとっていかないと、数字の意味がなくなるかもしれないね。

　それから、供給単価と給水原価についてはずっと言われているとおりなんですけれど、今どうなっているんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　令和３年度の供給単価は、１立方メートル当たり１４０．５５円で、給水原価は１５５．２１円となっている状況でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それぞれについて、前年あるいは前々年との比較ではどういう傾向がありますか。供給単価はどういう傾向がある、給水原価はこういう傾向があるというふうに、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　供給単価につきましては、令和元年度が１４１．２４円、令和２年度が１３９．９５円、令和３年度が１４０．５５円となっております。給水原価につきましては、令和元年度が１５２．９３円、令和２年度が１４０．６８円、令和３年度が１５５．２１円となっている状況でございます。すみません。令和２年度の給水単価が１４８．６８円となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　逆を言っただけですかね。もう一回言ってもらっていいですか、供給単価はこうこうです。給水原価はこうこうですというふうに言っていただいたら、分かりやすいかと。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　１立方メートル当たりの供給単価につきましては、令和元年度が１４１．２４円、令和２年度が１３９．９５円、令和３年度が１４０．５５円となっております。１立方メートル当たりの給水原価のほうにつきましては、令和元年度が１５２．９３円、令和２年度は１４８．６８円です。令和３年度が１５５．２１円となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　微妙な変化があるわけですが、これについては、要因を特に捉えたりはしていますか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時２６分　休憩

午後　２時２７分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　失礼いたしました。給水原価が増加しているという部分は、水を作る部分の動力費であったり、薬品費、減価償却費等が上がってきているという現状があります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この場ではそうしたことも考えているということぐらいですね。それで、付託先は経済建設委員会でしょう。よく審査してもらいたいと、今後のために、というように思います。

　それから、料金回収率はどういう内容でしょう。どういう評価をしていますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　失礼しました。料金回収率につきましても年々と減少傾向になっておりまして、令和元年度は９２．０５％、令和２年度は９４．２８％で、令和３年度につきましては９０．５５％となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは、目標は１００％が目標でしょうけれども、手前の最低限目標みたいな、９８％とか、９６％とか、そういう目標を持った仕事の仕方になっているんですか。行き着いたところまでの数字ということですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　料金回収率につきましては、１００％を目標としております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時３０分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　料金回収率につきましては、１００％を現在の段階で切っておりますので赤字の状態が続いておりますが、１００％になれば赤字が解消できるものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　補足で説明させていただきますと、料金回収率が１００％を切っているということは原価割れをしているという状況を現している指標になります。これを上回っていかないと、事業の経営がプラスに働いていないということですので、これを上回った回収率をするような事業運営を目指しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　さっき純損失１億１７６２万２１０７円なんですよ。これを９０．５５％が１００％になったら、この純損失は消えるということかな、さっきの話は。そうなんですか、答弁としては。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時３２分　休憩

午後　２時３４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　純損失の解消につきましては、料金回収率が１００％を超えていたら、純損失がなくなるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時３５分　休憩

午後　２時４５分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　失礼いたしました。料金回収率につきましては、水を作って各家庭に届けるまでの費用をどの程度、水道料金で賄われているかを示す指標となっており、１００％を上回っていれば、必要な経費を水道料金で賄っていることになりますが、料金回収率が１００％になったとしましても、料金収入だけではなく、その他の費用が含まれてくることになりますので、純損失がなくなるということではございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３番目は有形固定資産減価償却率の増加傾向ということがあるんだけれど、これはどういう特徴があるのか、説明できますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　有形固定資産の減価償却率につきましては、有形固定資産のうち、償却対象となる資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標となっており、資産の老朽化度合いを示しております。令和３年度の有形固定資産減価償却率は４７．５３％であり、年々増加傾向となっていますが、全国的にもこのような状況になっております。この率につきましては、管路施設の更新を進めていくことで、改善していくため、飯塚市水道事業経営戦略に示す内部留保金を確保していくことになります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのために必要な財源確保というのが、５０億円とか、１００億円ということになるわけですね。そうなんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　５０億円とかではなくて、目標としましては１５．８億円を考えております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　２時４８分　休憩

午後　２時４９分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　１００億円か、５０億円かということでございますが、令和２１年度から大規模改修、新規事業が始まりますけれども、太郎丸浄水場の改修等が令和２１年度から始まってきますが、その時点で１００億円で対応するということではなくて、年々積立てをしていくということで、積立て額につきましても、総事業費の半分程度を想定しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　よく分からないですね。

　それで、設備更新等については、グレードというのもあるでしょう。震度７が来ても絶対どうにもなりませんというやつを造るのか、最高のやつを造ればお金がかかりますよ。それは市民にも議会にもどの程度のものにするとかいうのは知らせられてないし、あなた方も分からないでしょう。それから今、建築資材、工事費も上がっているわけでしょう。だからもう将来の先行きは分からないでしょう。５０億円とか１００億円とか言ったけれど、不安定要素は山ほどあるわけですよ。でもあなた方は、水道料金の５年ごとの見直しというふうに言っている。水道料金の５年ごとの見直しなんだけれど、引き下げることもあるのか、到底引下げは考えられないのか、見直しのときに。どういう見通しなのか、この際お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　５年ごとに水道料金を見直すという言い方を今されましたけれど、５年をめどに、料金水準が適正かどうかの判断を行いたいと考えております。その時点で、実際の収益とか、どうかというところで、その時点での判断になろうかと思いますので、下がる方向かどうかということは、今現在ではちょっとお答えできかねます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　可能性として、適正化と言えばイコール値上げというのが、最近、我が国ではそういう方向ですよ。でも、飯塚市企業局が言う適正化というのは、選択肢の中には引下げも入っているのかと、もう引下げという選択肢は入らないのかという、どうなんでしょう。選択肢が入るわけ。引下げも選択肢の中に入っているわけ。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　その時点での判断になりますけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、あくまでも料金の適正化を判断していくということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと確認したいけれど、引下げは選択肢に入りますね。

○議長（秀村長利）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　繰り返しの答弁になりますが、先ほども局長がお答えしましたように、５年ごとに、その時点で、料金が適正かどうかを検証するという作業を行うということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　せっかく水道決算をやっているわけだから、５年たって、蓋を開けたら、上げないといけませんでしたとか、下げることができましたとか、あり得ないわけですよ。計画を持って走っているわけだから。先ほど言った不安定要因というのはあるんですよ。でも、計画を持って１５億円を積立てますよという計画があって、今値上げをして走っているわけでしょう。５年後にどうなっているか分かりませんということはあり得ないでしょう。だから、私が聞いているのは、適正化というならば、庶民の暮らしの感覚からいえば、値下げしてほしいですよ、適正化は。あなた方は別の理由で、維持か値上げということはあるかもしれないけれど、でも、引下げというのは選択肢の中にはあるでしょうということを聞いているわけ。それは否定していないよね、先ほどからの管理者の答弁は。否定しているんですか。

○議長（秀村長利）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　何度も同じ答弁なりますが、５年ごとに検証を行うということでございます。５年たっていきなり検証を行うということでもなくて、１０年間の経営戦略を策定していますので、その経営戦略に、現時点でどのような状況かというのは毎年検証をしながら、これを基に、５年後にこれから市民の皆さんに安定的に安全なお水を届けられる費用が、どの程度、将来見込めるのかというのを算出しまして、その費用が今の料金収入で適正かどうかということを判断していくという作業を行うことでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それと今、我々がどういう目標を持って歩き始めているかという問題もあるかもしれないし、同時に、適正化という意味なんですよね。基準があるでしょう、適正化というぐらいなら。適正であるかどうかというのは、判断基準が幾つかないといかん。だから、そういうことを指摘しておきたいと思うんですよ。

それで、このことは、先ほどから、この議員は分かりにくい質問をするなと思っているかもしれません。私のほうは分かりにくい答弁するなと思っています。

それで、監査委員意見書の９７ページに、通告していたけれど、監査委員が、市民への積極的な情報提供をすべしということを書いていますよね。これをどういうふうに受け止めていますか。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　監査委員のほうから、令和３年度、意見が述べられております。その中で、水道料金改定後も引き続き、収益の動向や施設の更新計画等の計画見通しについて、市民に積極的に情報公開するようにとのご意見をいただいております。これにつきましては、今後の我々が施設更新、それから、計画していく中で、できる限り情報を公開していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはそうなんですよ。水道の話は、本来難しい話ではないよね。毎日使って、お金を払っているんだから、市民サイドから言えば。だから適切に、情報があれば分かりやすいわけですよ。だから市民が求める情報を分かりやすく。あなた方が市民に押しつけたい情報を、大量にというのとは違う。市民が知りたい情報を分かりやすく伝えるというのがいると思うんですよね。飯塚市の水道料金は下から２番目ですから、今度６番目になるだけですから我慢してくださいみたいなのは、まともな情報ではないよね。水が豊富であるところ、豊富でないところ、いろいろあるわけですから、それは地域の経済力もあるわけでしょう。負担の力が違うわけでしょう。福岡市民の負担の力と飯塚市民の負担の力は違うでしょう。だから、市民が求める情報を分かりやすくというのはあります。それを言いたい。

　それともう一つは、監査委員はおととしはこう言わなかったんですよ。これは言ったんだけれど、市民に積極的に情報を提供して、そして市民が選択で議論しましょうと言っていたんですよ。今度は、もう選択がないんです。情報をどんどんどんどん市民に押しつけて、言っていたでしょうみたいな話では困る。だから、市民が求める情報を分かりやすく伝え、そして、市民の意見を聴く。そういう場面をつくる必要があると思うんだけれど、これは何度でも言っています。出かけていって、水道事業が地域に。それで、市民に説明もする。そして意見も聴く。水道料を値下げするんだったら５年もかける必要はないんですよ。適正化と言うのだったら。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。質疑に当たっては自己の意見を述べることができないこととされておりますので、ご自身の意見は討論で述べていただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから、監査委員の意見書の意見の受け止めの問題、監査委員の意見の内容と、監査委員の意見の後退があるように思われるので、それをしっかり検討したほうがいいの

ではないかと、うのみではなくて、というのをちょっと述べたいと思うけれど、どう思いますか。

○議長（秀村長利）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　監査委員のほうからの意見書の中で、情報公開について触れられておりますが、令和元年度につきましては、情報公開の在り方の前提として、適正料金の在り方について検討することが必要と、そのためにそういった情報公開のやり方をしなさいというふうなご意見だったというふうに認識しております。今回、令和３年度につきましては、料金改定後も引き続き、質問議員が言われますような修理の動向とか、施設の更新計画と経営見通しについても、引き続き、市民の方には積極的に情報公開するようにというご指摘でございます。情報公開に関する表現の違いはその前提となる条件が少し違っておりますので、決して監査委員のご意見についても後退したものではないというふうには受け止めておりますし、企業局としましても、情報公開の在り方は、決して後退しないように留意しながら、進めたいというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。質疑が長時間にわたっておりますので、付託される委員会への審査要望としてまとめていただきますようお願いいたします。（発言する者あり）８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後にしますけれど、５年ごとに適正化を図ると、もう方針を決めているから、おととしの段階と同じなんです、毎年が。だから、全体が違うということではなくて、違うレベルまで前提が来てしまっているわけですよ。あのときは、５年ごとにどうのというところまで行かなかったんだから、あのときの監査委員のあれは。ですから、それを言っておきたいと。それからもう一つは、市民の声を聴きに行ってください、この決算をもって。ネットでぐっと流したり、市報にぼっと流すだけではなくて。市民の意見を生で聴いたら。この物価高の中で３５％の水道料金の値上げ、３５％はどれを見てもないよ。小麦でも、何を見ても。

○議長（秀村長利）

　質疑を終結いたします。「認定第１３号」及び「認定第１４号」、以上２件については、いずれも質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。

　「認定第１５号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「認定第１５号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、経済建設委員会付託なんだけれど、少し聞きます。経営成績について、当年度純損失が２千数百万円出ていますね。これは想定内のことか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　想定内でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一般会計交付金があります。これは、財源は国からの交付金だけなのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　国からだけの交付金になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事の性質上、一般会計が国からの交付金以外に財政出動したら悪いのか、財政規律上。お尋ねします。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　３時０５分　休憩

午後　３時０７分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　現在、病院事業会計に対しましては、地方交付税措置がされている分について、交付しております。これにつきましては、指定管理者との協定事項でございまして、その分を交付しているんですけれども、それ以外についての交付ということは、できないことはございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２６３３万２８５６円なんですね、純損失が。それで、できないことはない。これをやろうとすれば、どういう手だてが必要ですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　３時０８分　休憩

午後　３時１０分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　企業局におきます病院事業会計の純損失分につきましては、減価償却費等による現金の支出を伴わない経費の不足分が損失となっております。病院事業会計は、補塡できずに損失金が累積しておりますが、現金の支出を伴わないため、資金不足につながるものではありません。また、病院運営につきましては指定管理者が行っており、市の病院事業会計の欠損金が、業務運営や指定管理者の決算に影響することはございません。なお、令和３年度の指定管理者の決算でございますが、事業利益は２億６５７３万円の赤字となりましたが、事業外収益として、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れに係る病床確保のための補助金の受入れにより、最終的な決算額は４億４２万８千円の黒字となっておりますので、現在のところ、一般会計からの繰入金は考えておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

飯塚市立病院は、国が統廃合の対象にして、もう２０１９年９月からだから何年ですか、３年たつのか。そういう状況の病院なんですよ。それで、市長も思い出すと思いますけれど、筑豊労災病院は、平成１５年まで黒字だったんでしょう。にもかかわらず、廃止というのが出された瞬間に、なかなか難しいことになっていくわけですよ、経営が。廃止だ、守れだ、というふうに頑張ったんだけれど、この間に経営が悪化していくではないですか。医者が離れていく、異動がある。それが、いよいよ国が廃止する、圧力になっていくわけですね。ですから、さっき課長は、そういう特殊な状況の下で、指定管理者のほうは黒字になったと言うけれども、病院会計がこういうありさまなんでしょう。これをこのままにしていたら、よいことは起こらないですよ。だから、現金が伴わないから何とかいいのではないですかとかいうことはないわけ。決算でこれが純損失が出ているわけですから。だから、そういうのをちょっと考えたほうがいいのではないかなということを言いたかったわけです。

それで、さっきのほうに戻ると入院患者数がどういう状況で推移しているのか、要因をどう見ているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　病院事業につきまして、令和３年度も新型コロナウイルスの影響を受けておりますが、入院につきましては、患者数５万９０３２人で、前年度より２６８８人の減となっております。病床使用率につきましては、６４．７％で、前年度より２．９ポイントの減となっております。入院については、ワクチン接種後の入院とする措置を講じたことやコロナ陽性患者等の受入れのために一般病床を制限したことにより減少しております。外来につきましては、患者数は１１万１８３８人で、前年度より１６２７人の増となっており、徐々に回復傾向にございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　関連して、感染症対策のことを聞きしたいんですけれど、新型コロナの対策については、病院内部でどういう努力をやっているのか、併せて、患者さんのほうにどういう対策を求めているのか、併せてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院につきましては、ＰＣＲの検査機械を導入して、一般診療と動線を分離した上で、発熱外来による診察及びＰＣＲ検査を実施しております。手術に当たり、入院前にＰＣＲ検査を実施しているところでございます。また受付につきましては、受付所と、患者さんの間に大型フィルムを張っているという状況でございます。また患者に対しては、来院者につきましては、非接触型体温計での検温の実施、手指消毒の実施、椅子につきましては間隔を空けて座ってもらうという状況にしております。入院患者につきましては、面会は原則禁止としており、病院から来院依頼があれば、面会は可能としております。またリモート面会を実施していますので、病院に確認してもらう必要がございます。また入院中につきましては、食事時の配茶サービスを中止しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういう努力の中ですけれども、クラスターの発生状況をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院につきましては、これまで２度の院内クラスターが発生しております。１度目につきましては、令和４年７月１３日から診療制限を行い、７月２５日に制限を解除し、２度目は８月２４日から診療制限を行い、９月５日に制限解除を行っております。いずれにつきましても、整形外科症例におけるクリニックの紹介患者及び救急の受入れを中止しております。本件につきましては、飯塚医師会及び地域のクリニックへ連絡を行うとともに、市立病院のホームページにてお知らせをしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　クラスター発生時の対応マニュアルというのがありますか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院におきましては、平時より感染拡大を最小限にとどめるため、スタッフのコロナ陽性が確認された時点で、影響範囲の調査やＰＣＲ検査等を行っております。クラスターが発生した場合には、影響がある診療科目において、診療制限を行い、クリニックからの紹介患者及び救急の受入れ中止を行うこととしております。診療制限や制限解除については飯塚医師会及び地域のクリニックに連絡を行うとともに、市立病院のホームページでお知らせをしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　クラスターが発生した場合には、医療スタッフが打撃を受けるわけでしょう。もう診療ができなくなるという感じなんですかね。患者の受入れ制限というのは、どういうふうにやるんですか、具体的には。そこの病棟の関係だけが駄目になるわけですか。それとも全体として制限してしまうわけですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院全体ではなく、その病棟だけが受入れ制限ということになります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　感染症対策の構想がありましたよね。それは今どうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。令和３年度の決算から多少外れているように思われますので、お戻しください。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　感染症対策の構想につきましては、現在、県のコロナ専用病床の要請を受けまして、病院のワンフロアにおいて、感染防止対策を講じた上で、１３床を確保して患者対応を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地域医療構想というのがあるんだけれど、感染症対策構想というのを打ち出したんですよね。それはもうやめたんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　感染症対策構想につきましては、現有施設を柔軟に活用して、県の病床要請に対応しておりまして、令和２年７月に感染症対策構想にてお示しをしておりました施設改修を前提とした構想がありましたが、その構想に捉われず一層の人材育成や、感染防止対策の実践、また既存施設のさらなる有効活用を講じながら、求められる役割に応えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはどこかで公表したんですか。もう感染症対策構想を進めていたけれども、やめましたというのは。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　令和４年２月に、現有施設を柔軟に活用した感染症対策ということで変更しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その２月というのは何ですか。運営協議会か何かのことなんですか。文書でも発表したわけ。ホームページか何かに載せたんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　飯塚市立病院の管理運営協議会にて協議をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　管理運営協議会で話し合ったことはもう決まりなんですか。管理運営協議会から外へ出ていない話なんですか、これは、もともと。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　当初、令和２年７月に感染症対策構想を市立病院の管理運営協議会にて提案をしているところでございますが、その後、施設の部分を既存施設で有効活用を講じていくということで、令和４年２月に市立病院の管理運営協議会の中で変更したところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は運営協議会で最初に出されて、企業局方針になったと思っていたんだけれど、企業局方針にはなってなかったわけですね。話合いのレベルだったわけですか。資料も読んだけれど。決定になったことはないんですか。

○議長（秀村長利）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　議員がおっしゃいます感染症対策構想につきましては、令和２年７月に市立病院のほうでこういうふうに進めていったらどうかということで、運営協議会のほうにお諮りして、そこで決定したわけではありません。引き続き、継続協議ということでしておりましたが、現実に県の要請に基づきまして、１３床を確保した上で進めていく中では、現有施設の中で当面やっていけそうということで、一応今、令和４年２月の時点では、そういった方向でやっていこうということで、運営協議会のほうには市立病院のほうからお話をいただいているというところです。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

よく分かりません。

それで最後ですけれど、公立・公的病院統廃合計画から、市立病院の名前がなかなか消えなかったんだけれど、現在も対象名簿の中に、飯塚市立病院は入っているんですか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　現在も市立病院の名前は掲載されていると思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これを除外してくださいということで、飯塚市議会は意見書を出したんですよね。病院設置者、片峯市長は、名簿から除外してくれというのを、市議会の意見書も背景にしながら、国に話を持っていくことができたと思うんだけれど、市長の取組としてはどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　すみません、公立・公的病院の統廃合計画につきましては、令和元年９月に厚生労働省が公表しておりますが、その後のコロナウイルス感染症の拡大により、その対応等について、公立病院の果たすべき役割の重要性というのが改めて認識されております。そのため国では、令和３年度に公立病院に対する取組の柱を、再編・ネットワーク化から、地域の中で当該病院が担う役割、機能を明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する、機能分化、それから連携強化に見直しをしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　しかし統合再編計画はなくなっていないんでしょう。飯塚市立病院の名前があるというんでしょう。これはどうことになるんですか。

○議長（秀村長利）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　役割機能の最適化と連携強化におきましては、福岡県地域医療構想と整合的に行うことが求められており、福岡県の動向を注視する必要があります。市立病院としましては、地域の中核的病院としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　統廃合とベッド数を減らすことなど、ダウンサイジングというのはもともとあるわけでしょう。中核的病院はいいんだけれど、その適正化ということになってくると、ベッドを小さくしましょうとかいうようなことを含んでくるんではないかと心配するわけですよ。で、今ベッドは６割ぐらいと言っているわけでしょう。こうなってくるとダウンサイジング、ベッド数削減の話に持っていかれるようなことにならないかと心配なんですよ。ベッドが減れば、急速に経営悪化しますよ。でもあと指定管理者、あと１５年ぐらいなんでしょう。だからよほど、この病院を守る、ベッドを守る、医師を守るということで頑張らないと、気がついたらとんでもないことになっていたということに。軍事費２倍にすると言うんですよ。社会保障費は削減しているということになるのではないですか。だからよっぽど努力しないと、飯塚市立病院を守れないということになりかねないので、このことを肝に銘じてもらいたいと思います。終わります。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

執行部より、先ほどの「議案第７０号」に対する質疑の答弁を訂正したい旨の申出があっておりますので、発言を許します。国際政策課長。

○国際政策課長（深江美恵）

　先ほど、グローバル人材育成研修事業委託業者審査委員会の委員構成について答弁をいたしましたが、誤って答弁をいたしました。大変申し訳ありませんでした。なお、審査委員の構成につきましては、今後、業者選定を行いますことから現時点では公開できませんが、飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、委員５人以上で組織し、委員は所管部長、所管課長及び所管課職員が構成数２分の１以上とならないように審査委員会を設置しております。

○議長（秀村長利）

答弁の訂正については、終結しているものでありますので、ご了承をお願いいたします。

本案１６件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が１件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第９号」は議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時２９分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

（　欠席議員　　１名　）

１３番　　小　幡　俊　之

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

財政課長　　落　合　幸　司

健幸保健課長　　瓜　生　敦　之

国際政策課長　　深　江　美　恵

都市計画課長　　城　戸　健　児

企業管理課長　　松　本　日出登